

# 役場からの便り

## 教育委員の再任について

☎教育委員会 ☎54・1533

10月4日（金）の10月臨時議会議案審議において、教育委員の再任について同意がなされたことから、関谷正文氏が教育委員に再任され、10月4日（金）に箭内村長から辞令交付が行われました。

関谷氏は今期で3期目となり、任期は令和6年10月4日より4年間です。

より良い教育環境を整えられるよう、これからも村の教育行政にお力添えをよろしくお願いいたします。



## ひとり親家庭医療費の助成について

☎保健福祉課 ☎54・1335

泉崎村では、ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のない児童に対し医療費の一部を助成しています。

### ◆対象者

- 1 18才未満の児童を監護している配偶者のない父親又は母親とその児童で各種健康保険に加入している方（ただし、児童が学校教育法による高等学校等に在籍している場合には18才の年度末まで）
- 2 父母のない児童

### ◆助成内容

対象者が医療機関の窓口で支払った医療費（各種医療保険適用による自己負担分）について、同一受診月ごとに1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。

### ◆助成の条件

受給資格者本人及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が一定額以上ある場合には支給されません。この所得の範囲は児童扶養手当の規定と同様です。

### ◆申込方法

助成を受ける場合は受給資格者としてあらかじめ登録しておく必要があります。  
保健福祉総合センターの保健福祉課窓口で登録の手続きをしてください。

## 償却資産の申告について

☎税務課 ☎53・2113

固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分されます。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。事業で使う償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。

### 【申告対象】

会社や個人が令和7年1月1日時点で事業のために村内に所有している土地・家屋以外の資産。  
（例：事業用の太陽光発電設備、パソコン、ビニールハウス、厨房機器、看板等）

### 【申告方法】

村から送付される申告書類により申告を行ってください。

令和6年1月2日以降に新規で事業を開始した方など、申告書類がお手元に届いていない場合は、役場税務課までご連絡をいただければ申告書類を送付します。

**Shirakawa Soubi** お客様の喜び

ハウスクリーニング **白河装美**

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1  
TEL&FAX **0248-21-5143**

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限会社 **齋藤電工**

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1  
TEL 53-2914 FAX 53-4566

## 冬期の水道利用について

☎建設水道課 ☎53・2114

水道管の凍結しやすい時期を迎えました。万が一凍結してしまった場合は、下記の業者へご相談ください。

### ～冬期の水道管のお手入れ～

- ・水抜きハンドルを回して水を止め、蛇口を一か所（風呂場等がベスト）開け、水道管内の水を完全に抜いておく。
- ・風呂のボイラー等に風よけがついていない場合は、周りを板等で囲っておく。
- ・水道管が凍ってしまった場合、該当箇所付近にお湯をかければ直る場合があるので、非常用に水をバケツ等に汲んでおく。

### ～建設水道課からのお願い～

水道の量水器（メーターボックス）の上には物を置かないようにし、周りはきれいな状態を保つようお願いいたします。

### 《指定給水装置工事事業者リスト》

事業者名	住所	電話番号
(有) ウナガミ	泉崎字寺前61	53-2171
(株) 兼千	関和久字瀬知房5	54-1101
木戸設備	関和久字漆久保6	53-3268
草野設備	踏瀬字長峯50	53-2267
さかもとサービス	泉崎字長峯1	53-2075
(有)ドルフィン	踏瀬字長峯79-2	29-8925

(50音順)

## 除雪作業にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

村では生活路の交通の確保のため、村道の除雪を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、村民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

### 除雪作業をスムーズに行うために次の事項にご協力ください。

#### ◆路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください。

路上に車両があると、除雪を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

#### ◆敷地内の垣根等の剪定をお願いします。

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。

緊急を要する場合は村で切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

#### ◆出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

除雪作業は限られた時間で広範囲に行うため、除雪した雪が皆さんの家の出入口をふさいでしまうことがあります。各ご家庭の出入口付近の除雪にご協力をお願いします。

また、道路わきの私物等で支障になるものは降雪前に必ず撤去してください。

#### ◆道路への雪出しは禁止です。

除雪した道路に雪を出してしまうと、道路が凸凹になり事故につながります。道路は雪の捨て場ではありません。道路に雪を出すのはやめましょう。

#### ◆除雪作業が遅れる場合があります。

除雪作業はできるだけ早い時間に行うよう努めていますが、積雪状況や道路状況等により遅れる場合があります。

また、除雪は主要村道や通学路等の生活路から始まりますので、地区により進度が異なります。ご了承ください。

#### 《除雪に関する問い合わせ》

- ・村道：村役場建設水道課  
☎0248-53-2114
- ・県道：福島県南建設事務所  
☎0248-23-1631(平日)・0248-23-1525(夜間・休日)
- ・国道：郡山国道事務所郡山維持出張所  
☎024-932-4486

確かな信用、確かな技術

上下水道・設備工事・土木とび工事

「株式会社 兼千」

〒969-0102 泉崎村大字関和久字瀬知房5  
TEL 54-1101 FAX 54-1103

福島県屋外広告業登録 第30010号

T-Sign 富永看板店

〒969-0105 福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯52  
TEL/0248-53-3199 FAX/0248-53-2264  
E-mail/t-sign@galaxy.ocn.ne.jp